

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 【環境局環境監視部環境保全課】	4
○ 医療機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】	7
○ 指定医療機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】	8
○ 指定医療機関からの変更・休止の届出【保健福祉局地域支援部保護課 】	9
○ 介護機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】	10
○ 指定介護機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】	12
○ 指定介護機関からの変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】	13
○ 指定施術者からの変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】	14

北九州市告示第2号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成26年1月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎三丁目9番24号
株式会社 新菱
代表取締役 住野晃司

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
株式会社 新菱

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

特定施設番号及び名称	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 300mm ウェハ再生設備 研磨機	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 300mm ウェハ再生設備 洗浄機
型式	と 砥粒供給型湿式研磨機	スプレー式洗浄機
構造	ウェハー貼付プレート回転式	回転テーブル式
能力	1万枚/月	1万枚/月

イ 工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	許可日以後
工事完成予定年月日	許可日以後
使用開始予定年月日	許可日以後

ウ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間及び季節的変動

使用時間間隔	連続
--------	----

1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	無し

エ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

	300mmウエハ再生設備 研磨機	300mmウエハ再生設備 洗浄機
汚水量 (m ³ /日)	通常 5 最大 5	通常 8.5 最大 8.5
水素イオン濃度	6~10	1~9
化学的酸素要求量 (mg/L)	通常 400 最大 400	通常 0 最大 <10
浮遊物質 (mg/L)	通常 150 最大 150	通常 0 最大 10
窒素含有量 (mg/L)	通常 50 最大 50	通常 5 最大 20,000
燐含有量 (mg/L)	通常 1 最大 1	通常 0 最大 1
ふっ素含有量 (mg/L)	通常 0 最大 0	通常 15 最大 20,000

(4) 汚水等の処理方法に関する事項

	300mmウエハ再生設備 研磨機	300mmウエハ再生設備 洗浄機
汚水処理方法	三菱化学㈱黒崎事業所の排水処理設備で処理する。	自社中和処理設備で処理
廃液 (特定施設内に貯留する高濃度の汚水)		産業廃棄物として外部業者に処理委託する

(5) 設置の許可申請のあった施設からの排水に関する事項

ア 排水口名

三菱化学株式会社黒崎事業所 排水口No. 5

イ 排出水量及び汚染状態

	設置前	設置後
排出水量	通常 2,289	通常 2,287

($\text{m}^3/\text{日}$)	最大	2, 289	最大	2, 287
水素イオン濃度	通常	7	同左	
	最大	5~9		
化学的酸素要求量 (mg/L)	通常	18.1	通常	18.1
	最大	19.6	最大	19.5
浮遊物質 (mg/L)	通常	25.3	同左	
	最大	34.6		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	通常	< 1	同左	
	最大	1		
窒素含有量 (mg/L)	通常	48.7	通常	48.5
	最大	55.1	最大	55.0
燐含有量 (mg/L)	通常	2.0	同左	
	最大	2.4		

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年1月7日から同月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成26年1月27日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年1月7日

北九州市長 北橋健治

1 診療所

(1) 一般

名称	所在地	指定年月日
ケーズ美容皮膚科	北九州市小倉北区魚町一丁目3番5号	平成25年11月19日

(2) 歯科

名称	所在地	指定年月日
寺田歯科クリニック	北九州市小倉南区南方五丁目13番41号	平成25年12月2日

2 調剤

名称	所在地	指定年月日
サンキュー薬局春の町調剤センター	北九州市八幡東区春の町五丁目8番14号	平成25年12月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションたすかる	北九州市小倉北区片野三丁目1番24号第3KLビル202号	平成25年12月1日
医療法人清陵会訪問看護ステーションこころとくらしのケアセンター	北九州市小倉北区今町三丁目13番1号	平成25年12月1日
訪問看護ステーション若生会	北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目22番67号	平成25年12月1日

北九州市告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年1月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

	所在地	廃止年月日
医療法人松丸耳鼻咽喉科医院	北九州市八幡西区陣山三丁目12番17号	平成25年11月30日

2 調剤

名称	所在地	廃止年月日
有限会社八幡中央調剤薬局	北九州市八幡西区陣山三丁目12番19号	平成25年11月30日

北九州市告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定医療機関から名称の変更・休止の届出があったため、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年1月7日

北九州市長 北橋健治

1 名称の変更

(1) 診療所

	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	医療法人成映会 遠藤外科医院	北九州市小倉北区高坊二丁目8番33号	平成25年12月1日
変更後	医療法人成映会 たかぼうクリニック		

(2) 調剤

	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	フタバ調剤薬局 熊手店	北九州市八幡西区熊手一丁目3番6号	平成25年8月1日
変更後	フタバ薬局熊手店		

2 休止

	名 称	所 在 地	休止年月日
	医療法人青木眼科クリニック	北九州市八幡東区荒生田一丁目4番7号	平成25年11月1日

北九州市告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年1月7日

北九州市長 北 橋 健 治

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	指定年月日
株式会社 ohana 北九州市若松区塩屋三丁目7番5号	デイサービスおはな永犬丸 北九州市八幡西区永犬丸南町三丁目2番19号	通所介護	平成25年12月1日
有限会社サポートネットワーク 北九州市八幡西区春日台五丁目1番24号	デイサービスセンターなずな苑 北九州市若松区島田三丁目2番29号	通所介護 介護予防通所介護	平成25年11月1日
株式会社たすかる 北九州市小倉北区片野三丁目1番24号第3KLビル202号	訪問看護ステーションたすかる 北九州市小倉北区片野三丁目1番24号第3KLビル202号	訪問看護 介護予防訪問看護	平成25年12月1日
株式会社さわやか倶楽部 小倉北区熊本二丁目10番10号	さわやかリハビリデイサービス大島式番館 北九州市小倉北区大島一丁目6番26号	通所介護 介護予防通所介護	平成25年12月1日
株式会社さわやか倶楽部 小倉北区熊本二丁目10番10号	さわやかリハビリデイサービス木町 北九州市小倉北区木町三丁目13番17-102号	通所介護 介護予防通所介護	平成25年12月1日
寺田歯科クリニック 北九州市小倉南区南方五丁目13番41号	寺田歯科クリニック 北九州市小倉南区南方五丁目13番41号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年12月3日
医療法人清陵会	医療法人清陵会訪	訪問看護	平成25年

北九州市小倉北区 今町三丁目13番 1号	問看護ステーション こころとくらし のケアセンター 北九州市小倉北区 今町三丁目13番 1号	介護予防訪問看護	12月1日
株式会社TAKE TOP 北九州市八幡西区 泉ヶ浦二丁目22 番67号	訪問看護ステーション 若生会 北九州市八幡西区 泉ヶ浦二丁目22 番67号	訪問看護 介護予防訪問看護	平成25年 12月1日
株式会社S・Kコー ポレーション 北九州市八幡東区 春の町四丁目3番 26号	デイサービスセン ターしらかわ 北九州市八幡東区 白川町12番24 号	通所介護 介護予防通所介護	平成25年 12月1日
株式会社ライフケ アスターC.T 北九州市小倉南区 北方三丁目15番 10号	訪問介護きらきら 星 北九州市小倉南区 北方三丁目15番 10号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年 12月5日

北九州市告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年1月7日

北九州市長 北 橋 健 治

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	廃止年月日
医療法人松丸耳鼻咽喉科医院 北九州市八幡西区陣山三丁目12番17号	医療法人松丸耳鼻咽喉科医院 北九州市八幡西区陣山三丁目12番17号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成25年11月30日
有限会社八幡中央調剤薬局 北九州市八幡西区陣山三丁目12番19号	有限会社八幡中央調剤薬局 北九州市八幡西区陣山三丁目12番19号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年11月30日

北九州市告示第8号

生活保護法（平成25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年1月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業所の名称の変更

名称		所在地	施設又は事業の種類	変更年月日
変更前	医療法人成映会 遠藤外科医院	北九州市小倉北区高坊二丁目8番33号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成25年 12月1日
変更後	医療法人成映会 たかぼうクリニック			

2 事業所の名称・所在地の変更

名称		所在地	施設又は事業の種類	変更年月日
変更前	隠れ家デイホーム 思ひ出の里	北九州市八幡西区上上津役五丁目3番8号	通所介護 介護予防通所介護	平成25年 12月1日
変更後	デイ・ナイトサービス 黒川と月の家	北九州市八幡西区石坂一丁目3番13号		

北九州市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定施術者から代表施術者の変更の届出があったため、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年1月7日

北九州市長 北 橋 健 治

柔道整復師

	氏名	施術所の名称	所在地	変更年月日
変更前	永末 修	小倉整骨院	北九州市小倉北区 黄金一丁目2番3 6号	平成25年10 月1日
変更後	片渕佑馬			